

辻内税理士事務所月報

発行人 税理士 辻内 敏 宏

事務所 海 南 市 大 野 中 5 8 6 - 3
〒642-0022 電 話 073 (482) 4511(代)
FAX 073 (482) 4512

ヒント

意思決定 例えば、会社の慰安旅行を決めるとき、希望や案に対して、消去法で絞っていくと、結局最後に残るのは「誰も反対しないが、誰も楽しくない所」ということがあります。これが、社運を賭けて発売する新商品のデザインやCM案だと悲劇的です。また、人材の採用でも、「とくに異論がない人」ばかりを採用することになります。これを避けるには、迷ったときにはモノサシを逆にしてみる。慰安旅行なら本当に行きたいのか。新製品なら自腹を切っても買いたいのか。実は、「被害を小さくする」のではなく「得るものを最大に」しなければならないのです。「シンプル思考法」の著者UFJ総合研究所の蒲田善行氏の話です。

ヒント

税 務 ミニガイド

見舞金は災害や病気等を慰めるために贈られる金品で交際費の典型的なものとと言えます。ただし、会社が取引先の災害に際して従来の取引関係の維持・修復を図ることを目的に災害後相当な期間内に行なった災害見舞金は、税金の計算上では交際費にも、寄付金にもなりません。

